副　本

平成２５年（ワ）第４６号，同第２２０号，平成２６年（ワ）第２２４号　直送済
損害賠償請求事件
原　告　武田悦子　外１５７３名
被　告　東京電力ホールディングス株式会社　外１名

被告東京電力準備書面（１７）

（原告ら準備書面（３２）に対する反論）

平成２９年３月１日

福島地方裁判所いわき支部　民事部　御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人弁護士　棚　村　友　博

同　田　中　秀　幸

同　青　木　翔　太　郎

同訴訟復代理人弁護士　石　川　陽　菜

第１　はじめに

本準備書面においては，原告ら提出の準備書面（３２）（初期混乱期以降の継続的被害について）（以下「原告ら準備書面（３２）という。）における原告らの主張に対して，必要な範囲で反論するものである。

なお，被告東京電力提出の答弁書及び準備書面において定義された文言につ

いては，特に断りのない限り，本準備書面においても，同様の意味を有するものとする。

第２　原告ら準備書面（３２）に対する反論

１　初期混乱期以降の継続的被害について

原告らは，原告ら準備書面（３２）において，本件事故による初期段階における異常な混乱が一定程度収束した後においても，原告らは，現在に至るまで，様々な被害を日々受け続けていると主張する（原告ら準備書面（３２）の４～５頁）。

しかしながら，被告東京電力準備書面（１０）の１１頁以下において詳述したとおり，法的な精神的損害の発生の有無については，被害者の主観的事情のみによって判断されるべきではなく，客観的事情に基づいて判断することが必要である。被害者が，主観的に強い精神的な苦痛を受けたと主張する場合であっても，これを法的な損害と捉えて加害者に帰責するためには，客観的にそのような精神的な苦痛が生ずるだけの科学的な根拠及び基礎となる事実があることが必要であり，かかる事情を踏まえて，一般的・合理的な見地より，法的な権利侵害が発生していると評価される場合でなくてはならない。

しかしながら，中間指針追補等が賠償の対象となると定めている精神的損害を超える損害については，低線量被ばくに係る科学的知見及びその周知状況を踏まえても，原告らの法的な権利利益に対する具体的危険が生じているものとはいうことはできない。すなわち，本件事故発生当初の時期における混乱が収束した後において，科学的な知見もより一層広く認識されるに至り，また，いわき市内の空間放射線量率の状況等を踏まえれば，本件事故の影響によって，原告らの健康に対する具体的な危険が生じている状況にあるとはいえないから，

中間指針等及び被告東京電力賠償基準に基づく賠償額を超えて精神的損害の賠償を求める原告らの主張には理由がない。

2　被侵害利益について

（1）「本件事故によって原告らが失ったもの」について

原告らは，本件事故前は被ばくによる健康状態を気にすることなく，自然豊かな地域で家族や地域とつながり，共同体を形成し，自ら選んだ土地に家を建て，密接な人間関係の下で職業を選んで生計を立て，平穏で安全な日常生活を送り，人間関係，地位，財産，習慣や思い出等を築きあげていたが，それが本件事故によって，これまでの生活そのものを失った，これらは地域の空間線量率が事故前の水準に戻り，かつ本件原発の廃止措置が終了するまでは以前と同じような状態を取り戻すことはできず，従前の居住地において「平穏で安全な社会生活を営むこと」ができなくなった，と主張する（原告ら準備書面（３２）の５～６頁）。

しかしながら，後述のとおり，本件事故発生当初の時期以降において，いわき市における空間線量率は大きく低減しており，また，いわき市民は，本件事故前と同様の生活状況を取り戻していることから，原告らが「平穏で安全な社会生活を営むこと」ができなくなったという原告らの主張はそもそも事実に反する。

（2）「原告らが侵害された平穏生活権」について

原告らは，本件事故以前の自然放射線量率を上回る放射線量率が計測されているいわき市内において，今後も継続して日々の生活を送ることを余儀なくされているが，低線量被ばくの健康影響は科学的に未解明であり，健康に対する悪影響の可能性があるということからくる不安やストレスは小さくな

く，また，福島県民の子供を対象とした甲状腺検査の毎年の公表結果の内容は，決して減少や収束を示すものではなく，再び事故が起これば，大量の放射線量に被ばくし，再び避難生活を余儀なくされるかもしれないという不安は大きく，このような原告らの放射線被ばく等に対する不安は，自らの生命・身体を害されるかもしれないという不安であり，そのような継続的被害によって，身体権に直結した平穏生活権が侵害されていると主張する（原告ら準備書面（３２）の７～８頁）。

しかしながら，被告東京電力準備書面（１０）の１５頁において述べたとおり，本件事故発生当初の時期において，放射線被ばくにより健康被害を受けるかもしれないという恐怖と不安を抱きながら自主的避難等対象区域に滞在を続けた場合における，正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛については，中間指針追補に基づき精神的損害の賠償対象とされているところであるが，これを超えて，低線量の放射線被ばくそれ自体によって，原告らの具体的な法的権利が危険にさらされ，侵害されていると評価することはできない。

すなわち，いわき市内の空間放射線量率は，本件事故直後，一時高くなったものの，その後急激に低下し，平成２３年４月には毎時１マイクロシーベルトを大きく下回るに至り，同年６月には，毎時０．２４マイクロシーベルトと概ね年間１ミリシーベルトの領域にまで低下していることが認められ（乙Ｃ３１の２），さらにその後も，政府による避難指示の基準である年間２０ミリシーベルト（時間換算３．８マイクロシーベルト／時）を大きく下回る状況にあり，かつ時間の経過とともに大幅に低減しているのであって，いわき市内空間放射線量率は，同じく自主的避難等対象区域とされている福島県内の伊達市，福島市，郡山市，二本松市と比較しても相対的に低い数値となっているものである（被告東京電力準備書面（１３）の６頁以下，乙Ｃ２７の１ないし乙２７の６１，乙Ｃ２８の１ないし乙Ｃ２８の９）。

そして，低線量被ばくの健康影響については，被告東京電力準備書面（８）に詳述したとおりであるが，国際的に合意された科学的知見によれば，１００ミリシーベルト以下の被ばくについては他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため，放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされており，本件事故において避難指示の基準とされている年間２０ミリシーベルトの被ばくについても，他の発がん要因（喫煙，肥満，野菜不足等）によるリスクと比べて十分低い水準にあることが明らかにされていることからすれば，かかる低線量被ばくによって，原告らの法的権利が具体的に侵害されているということはできない。

また，このような放射線の健康影響に関する国際的な科学的知見の内容については，これまで新聞報道や政府の広報，専門機関のホームページ等により公開されて，広く知られるに至っており，また知り得る状況にあると認められる（乙Ａ５１ないし乙Ａ５６，乙Ａ５８の１ないし乙Ａ５８の３０）。

さらに，原告らが具体的にどの程度の放射線被ばくを受けていたのかは，各人によって異なると考えられるところ，原子放射線の影響に関する国連科学委員会（ＵＮＳＣＥＡＲ）の２０１３年及び２０１５年の報告によって，福島県の住民らの本件事故後１年間の実効線量の推計値が年間２０ミリシーベルトを大きく下回ることが明らかとされているとおり，原告らの被ばく量も年間２０ミリシーベルトを大きく下回ると考えられ，実際，被告東京電力準備書面（８）の２８頁以下において述べたとおり，福島県が実施した外部被ばくに係る「県民健康管理調査」の全県調査においては，いわき地区では，９９パーセント以上が１ミリシーベルト未満となっており（乙Ａ４８），また，福島県が実施したホールボディカウンターによる内部被ばくの調査結果においても，１ミリシーベルト未満の方が９９．９パーセントを占めていたとのことであるから（乙Ａ４９），原告らが本件事故後にいわき市内に滞在した場合に現実に被った被ばく量は年間２０ミリシーベルトの基準を大きく

下回るものであったと考えられる。また，県民健康管理調査における甲状腺検査において，嚢胞，結節，がんの発見率の増加が認められるが，高い検出効率によるものと見込まれ，本件事故の影響を受けていない地域において同様の手法を用いて検査を行った結果からは，福島県の子どもの間で見つかっている発見率の増加については，放射線の影響とは考えにくいと示唆されているところである（乙Ａ５０）。

したがって，原告らが主張する放射線被ばく等に対する漠然とした不安については，低線量被ばくに関する前述のとおりの国際的にも合意された科学的知見やその周知の状況，いわき市内の空間放射線量率が低いものであること，被告東京電力準備書面（１４）の２～８頁で述べたとおり，いわき市内の社会活動が本件事故以前と同様に営まれている実情にあること等に照らしても，原告らの法的な権利利益に対する具体的な危険に対するものであるとは評価し得ないものであるから，原告らの上記主張も失当である。

３　放射線被ばくに対する不安について

（１）低線量被ばくの健康影響についての未解明性について

原告らは，初期段階における異常な混乱が一定程度収束した後においても，本件事故による放射線汚染は現在もなお継続しているところ，低線量被ばくが人体の健康の及ぼす影響については，未だ科学的に明確な知見が確立しておらず，国際放射線防護委員会（ＩＣＲＰ）でさえも，放射線被ばくによる晩発影響についてＬＮＴモデル（直線しきい値なしモデル）を採用すべきとしていて放射線被ばくにおいて安全な数値はないとしており，そのような状況において，原告ら放射能汚染地域に居住する滞在者にとっては，放射線被ばくに対する不安は極めて大きいと主張する（原告ら準備書面（３２）の８～１０頁）。

しかしながら，低線量被ばくの健康影響に関して国際的に合意された科学的知見については前述のとおりであるが，原告らが指摘しているＬＮＴモデル（直線しきい値なしモデル）については，科学的に証明された真実として受け入れられているのではなく，科学的な不確かさを補う観点から，公衆衛生上の安全サイドに立った判断として採用されているものであり（乙Ａ３７の８頁），国際放射線防護委員会（ＩＣＲＰ）の２００７年勧告においては，同モデルの根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的／疫学的知見がすぐには得られそうにないことが強調されている。そして，仮に，原告らが主張するＬＮＴモデルの考え方に従ってリスクを比較したとしても，「年間２０ミリシーベルト被ばくすると仮定した場合の健康リスクは，例えば他の発がん要因（喫煙，肥満，野菜不足等）によるリスクと比べても低い」とされ，喫煙（１０００～２０００ミリシーベルトの被ばくと同等），肥満（２００～５００ミリシーベルトの被ばくと同等），野菜不足や受動喫煙（１００～２００ミリシーベルトと同等）よりもさらに低いレベルとされている（同９～１０頁）。つまり，このように社会生活上受容されている各種の生活上のリスクと比較しても，年間２０ミリシーベルトの低線量被ばくによるリスクはさらに大幅に低いことが明らかにされているのである。

その上で，いわき市内における放射線量率は，本件事故直後の時期を除き，概ね年間１ミリシーベルト程度以下の空間放射線量率で推移しており（乙Ｃ３１の２，乙Ｃ２７の１～６１，乙Ｃ２８の１～９），そのことはいわき市の公報などを通じて広く知られているものであり，本件事故後にいわき市内に滞在していた者の放射線被ばく量は年間２０ミリシーベルトすら大きく下回っていると考えられることは前述のとおりであるから，原告らの居住地において，放射線被ばくによる生命・身体に対する具体的な危険が生じているとはいうことができない。

したがって，かかる主張によって原告らの具体的な権利侵害が何ら裏付け

られるものではない。

（２）アンケート結果等に見る，原告らの放射線被ばくへの不安

原告らは，アンケート結果等を踏まえて，滞在者の放射線被ばくに対する不安感は，決して抽象的，観念的なものではなく，社会的な合理性，相当性を十分に有していると主張する（原告ら準備書面（３２）の１０～１６頁）。

しかしながら，前述のとおり，いわき市内における低線量被ばくによる具体的な健康リスクが生じているとは認められないものであり，そのような中で，客観的な根拠に基づかない漠然とした不安や危惧感を原告らが抱いたとしても，そのことをもって，法的な権利利益の侵害にあたると評価できないことは繰り返し述べたとおりである。

毎日過酷な現実の騒音被害にさらされている住民原告による損害賠償請求（国賠）事件である大阪国際空港事件に係る最高裁判決（最大判昭和５６年１２月１６日・判例タイムズ４５５号１７１頁）においても，「原判決の判示のうちには，単なる身体的被害発生の可能性ないし危険性そのものを慰藉料請求権の発生原因たる被害と認めているかにみえる箇所があるところ，そのような可能性ないし危険性そのものを直ちに慰藉料請求権の発生原因たるべき現実の被害にあたるということができないことはいうまでもない」と判示しているのであり，原告らの上記主張には理由がない。

（３）地域の放射能汚染について

原告らは，放射能汚染は，スポット的に汚染されるものであり，同じいわき市であっても，計測する場所や計測の仕方によってまったく異なる結果となるから，公式発表の放射線の空間線量のみをもって，いわき市は放射線量が低いと断ずることはできず，原告らが提出した証拠（甲Ａ９～甲Ａ１５）によると，実際には行政が発表する公式な数値よりも高い線量が計測される

いわゆるホットスポットがかなりあることがわかる，また，福島民報の報道を見ても，放射能汚染や除染が不十分であることに関する報道がなされていると主張する（原告ら準備書面（３２）の１６～１９頁）。

しかしながら，原告らが提出する証拠（甲Ａ９～甲Ａ１５）による空間放射線量率を仮に前提としても，いずれも年間２０ミリシーベルト（時間換算３．８マイクロシーベルト／時）を大きく下回っているのであり，いわき市内における空間放射線量率が住民の健康上問題のない数値で推移していることに何ら変わりはない。いわき市からも，いわき市内で滞在し，生活を送ることについて健康に支障が生じ得るなどという情報は何ら公表されておらず，そのような科学的見解が広く周知されているという事情も全く認められない。

したがって，原告らの上記主張によっても，原告らの法的な権利利益に対する具体的危険が生じていると評価することはできない。

（４）食品の汚染について

原告らは，福島民報の報道によると，多品目にわたる食品等の出荷制限あるいは放射性物質検査における基準値超えの報道が極めて頻繁になされており，原告らは，放射性物質に汚染された食品等を摂取してしまうのではないか，またそれによって放射性物質を体内に取り込み，内部被ばくしてしまうのではないかという非常に大きな不安を抱えながら生活していると主張する（原告ら準備書面（３２）の１９～２３頁）。

しかしながら，政府は，平成２３年３月１７日に，本件事故後における放射性物質によって汚染された食品の飲食による衛生上の危害発生の防止を図るとの観点から，原子力安全委員会により示された指標値をもって暫定規制値とし，これを上回る食品については，食品衛生法６条２号に当たるものとして食用に供されないよう規制する措置を講じ（乙Ａ８８），翌１８日より地方自治体による検査が行われ，同月１９日より，暫定規制値を超える食品

の廃棄等の措置が採られており，その上で，政府の原子力災害対策本部は，原子力災害対策特別措置法に基づき，平成２３年３月２１日以降，福島県内において，葉菜類等の一定の食品に係る政府による摂取制限措置を講じるとともに（これまでの対象品目と解除の状況については，乙Ａ８９参照），原乳，野菜類等の多数の品目について，その後順次，出荷制限措置を講じている（これまでの対象品目と解除の状況について，乙Ａ９０参照）。

そして，地方自治体が実施する放射性物質検査の結果は厚生労働省のホームページで公表されるとともに，農林水産省のホームページにおいても農産物に含まれる放射性セシウム濃度の検査結果が公表されている（乙Ａ９１の２～３頁）。

その後，食品安全基本法に基づき内閣府に設置された食品安全委員会において食品と放射性物質に係るリスク評価の検討が進められ，平成２３年１０月に同委員会により放射性物質による食品健康影響評価が取りまとめられたことを受けて（その検討方法等については，乙Ａ９２），平成２４年４月から，食品中の放射性物質に関する新しい基準値が施行されるに至ったが，これは，従前の暫定規制値を下回っている食品については健康への影響はないと一般的に評価され，安全性は確保されているものであるが，より一層，食品の安全と安心を確保するために，事故後の緊急的な対応としてではなく，長期的視点からの新たな基準値として設定されたものとされている（乙Ａ９２，乙Ａ９３）。

そして，本件事故以前の原子力安全委員会による指標（すなわち暫定規制値）では，一般食品が５００ベクレル／キログラム，牛乳及び飲料水が２００ベクレル／キログラムとされていたのに対して，新しい基準値では，一般食品について１００ベクレル／キログラム，牛乳について５０ベクレル／キログラム，飲料水について１０ベクレル／キログラムとするものであり，規制値を大幅に厳格化するものであった。この新しい基準は，年間の線量上限

値を１ミリシーベルトとして，これに基づき一般食品等に割り当てる線量を決定したものであり（乙Ａ９３），十分に安全側に立った基準であると解されるが，従前の暫定規制値を満たす食品及び平成２４年４月以降におけるこの新しい基準値を満たす食品の安全性については，厚生労働省のホームページにおいて，Ｑ＆Ａ方式で説明がなされており，十分な安全性が確保されていることについてわかりやすく情報提供がなされている（乙Ａ９１）。

さらに，厚生労働省は，食品からの実際の被ばくの程度について，平成２３年９月と１１月に東京都，宮城県，福島県で実際に流通している食品を調査して推計したところ，今後の食品からの放射性セシウムによる被ばく線量は，年間に換算して０．００２～０．０２ミリシーベルト程度であり，これは自然界に存在する放射性カリウムによる被ばく線量０．２ミリシーベルト程度と比べても非常に小さい値であった，と説明されており（乙Ａ９３・Ｑ２参照），実際，食物摂取による内部被ばくは十分に低いことは，広報いわきにおいても公表されている(乙Ａ８１の２０)。

さらに，いわき市の水道水については，平成２３年４月１１日時点において，放射性物質は検出されていないことが，広報いわきにおいて公表されており(乙Ｃ３１の１)，いわき市では安心して水道水を利用することができると周知されていることは，被告東京電力準備書面（１３）の１１頁以下に詳述したとおりである。

以上のとおり，本件事故後において，福島県内で流通している食品の安全性は確保されており，かつそのことは広く周知されている実情にあるから，かかる事情の下において，原告らが福島県内で流通している食品の安全性に対する不安を仮に抱いていたとしても，合理的・科学的な根拠に基づくものとはいうことができず，かかる不安をもって，原告らの法的な権利侵害に当たるということもできない。

4　原発事故が収束していないことについての不安について

（1）原告らは，２０１１年（平成２３年）１２月１６日の政府による本件事故の収束宣言後も，本件原発ではトラブルやインシデントが相次ぎ，また２０１３年（平成２５年）２月１日には，事実上事故収束宣言が撤回されたことなどから，本件事故は到底収束したとはいえない状況であり（原告ら準備書面（３）），原告らは，大規模な自然災害，または人為的なミス等が原因で，再び本件原発において大事故が起きるかもしれないという不安を抱いているところ，かかる不安は，原告らに対するアンケート結果等を踏まえると，合理性及び相当性を有しているなどと主張する（原告ら準備書面（３２）の２３頁以下）。

（2）しかしながら，本件事故後，平成２３年４月２２日ころまでには本件原発の状況は概ね安定し，同日本件原発から２０～３０キロメートル圏内の屋内退避指示が解除されるなどし，平成２３年１２月１６日，原子力災害対策本部において，本件原発の原子炉は安定状態を達成し，事故そのものは収束に至ったことが確認され，原子炉の「冷温停止状態」の達成，使用済燃料プールのより安定的な冷却の確保等の目標が達成されていることから，発電所全体の安全性が総合的に確保されていると判断され，「放射性物質の放出が管理され，放射線量が大幅に抑えられている」というステップ２の目標達成と完了が確認された旨公表されており，不測の事態が発生した場合も敷地境界における被ばく線量が十分低い状態を維持することができるようになったため，安定状態を達成し，発電所の事故そのものは収束に至ったと判断されている（乙Ａ２９）。

その上で，平成２３年１２月２６日，政府の原子力災害対策本部より，「ステップ２の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的

考え方及び今後の検討課題について」（乙Ａ３０）が公表され，この中で，政府の原子力災害対策本部は，上記ステップ２の完了を受けて，警戒区域及び避難指示区域の見直しについて具体的な検討を開始する環境が整ったとして，警戒区域及びその他の避難指示区域の見直しの基本的な考え方を整理している（乙Ａ３０の７頁以下）。

また，本件原発の１号機ないし４号機原子炉建屋からの放出による敷地境界上の被ばく線量は平成２４年２月時点で年間０．０３ミリシーベルト（日本における平均の自然放射線による年間被ばく線量は約２．１ミリシーベルトであり，これの約７０分の１に相当する。）にとどまるため（乙Ａ９４），本件事故による放射性物質の放出自体も収束に至っている。

そして，本件事故後のいわき市内の空間放射線量率の状況については前述のとおり平成２３年６月ころ以降は概ね年間１ミリシーベルト（０．２３マイクロシーベルト／時）程度以下で推移しており，本件原発の状況に関していわき市内での居住に当たって抽象的な漠然とした不安を感じることがあるとしても，それは客観的な根拠に基づくものではなく，いわき市内に居住する住民の健康に対する具体的な危険に対する不安であるとはいえないから，かかる事情によっても，原告らが主張する精神的損害が基礎付けられるものではない。

したがって，原告らの上記主張にも理由がない。

5　人間関係の分断や軋轢について

（1）原告らは，いわき市に居住する市民の中には，放射線被ばくを意識し，不安やストレスを日々感じながら生活している人がいる一方で，放射線被ばくや原発事故のことなど忘れ去りたいという人もおり，このような市民の二極化により，同じ家族や知人のとの間で放射線被ばくについての認識に関する

意見等が対立することで，家庭不和や知人と不仲になってしまったり，また，いわき市内における政府による避難指示区域からの避難者の増加により，急激な人口増や賠償金の不公平感から，いわき市民が避難者に対して不満を持ったりするなどして，被害者同士の深刻な軋轢を生むことになるが，原告らに対するアンケート結果等も踏まえると，このような軋轢も本件事故の深刻な被害の１つであるなどと主張する（原告ら準備書面（３２）の２５頁以下）。

（２）しかしながら，放射線被ばくへの恐怖や不安，これに伴う行動の自由の制限等により，正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛については，中間指針追補等の定める賠償額の中で考慮されており，賠償の対象とされていることはすでに述べたとおりである。

また，原告らが主張する人間関係に起因する軋轢などによって不快な思いをすることがあったとしても，それらは原告らとその周辺の個々人の人間関係や認識等に起因するものであり，本件事故による放射線の影響と相当因果関係のある法的権利の侵害に当たるとはいうことができない。

したがって，原告らの上記主張も失当である。

６　生活の質や地域力の低下について

（１）原告らは，本件事故以前は，農産物や海産物が豊富だったいわき市において，多くの市民は良好な人間関係を育み，また子供たちは豊かな自然の中で人格を形成してきたが，本件事故によって，原告らが居住する地域は，現在大気，土壌，地下水，河川，海洋等の環境全体が汚染されている状況が続いているため，自然の恵みを享受した原告らの生活は奪われ，生活の質や地域力の低下に伴い，原告らは大きな精神的苦痛を被ったなどと主張する（原告ら準備書面（３２）の２９頁以下）。

（２）しかしながら，被告東京電力準備書面（１３）において詳述したとおり，いわき市の空間放射線量率は本件事故後急激に減少しており，その後も年間２０ミリシーベルト（時間換算３．８マイクロシーベルト／時）を大きく下回っているだけでなく，毎時０．１マイクロシーベルトすら下回っている実情にある（乙Ｃ３１の２，乙Ｃ２７の４～６１，乙Ｃ２８の３～９）。また，いわき市では，除染実施計画に従い，順次除染措置が実施されており，平成２８年６月末時点においては，公共施設，住宅，農地及び森林については，除染発注数とほぼ同数について除染が実施されているか，あるいは調査にて終了（事前のモニタリングの結果により，除染作業が必要ないと判断された。）している（乙Ｃ４１）。

また，各種の産業も本件事故後に回復の道をたどっており，いわき市では，大型小売店等販売額が平成２３年４月に本件事故前と同程度の水準まで回復し，同月以降本件事故前の直近年同月比１１０パーセント前後の水準を維持しており，また，自動車新規登録台数は平成２３年９月に本件事故前と同程度の水準まで回復し，同月以降本件事故前を大きく超える水準で需要が継続しており，さらに，新規求人倍率及び有効求人倍率はいずれも本件事故後から高い水準を維持しているなど，いわき市は復興需要で地域経済が大きく回復し，むしろ本件事故以前と比較しても経済状況は好転している（被告東京電力準備書面（１３）の２０～３２頁）。

さらに，後述のとおり，いわき市では，農地の除染が進み，放射性物質の影響によって営農ができない状況にはなく，海産物の水揚げも再開されていること，林産物の生産量は回復傾向にあることなどからすると，いわき市における農業，漁業，林業の状況は回復しており，さらに，いわき市復興事業計画が順次策定され，同計画（第四次）の進捗状況は１００パーセントと評価されているなど，いわき市における復興状況は良好である（同（１４）の

９～１５頁）。

また，被告東京電力準備書面（１４）２～８頁において詳述したとおり，いわき市では，本件事故後，平成２３年６月２０日には道の駅よつくら港が再開し，同年７月にはいわきマリンセンター・三崎公園野外音楽堂，いわき陸上競技場等が再開するなど，平成２３年６，７月ころには屋外活動が十分可能な状態となっており（乙Ａ６１の３の８頁，乙Ａ６１の４の４，５頁），同年８月には，いわき市内において「平七夕まつり」，「じゃんがら鎮魂祭」，「いわきおどり小浜大会」等多くの夏祭りが開催され，児童を含む多くの若者が夏祭りに参加し（乙Ａ６１の５の１０～１１頁），同年１０月には，２１世紀の森公園において，従来個別に開催されていた物産展や産業祭等を統合した「がんばっぺ！いわき復興祭」が開催され，２日間で延べ１０万人以上が来場するなど（乙Ａ６１の５の８頁，乙Ａ６１の７の表紙，裏表紙），いわき市は本件事故前の活気を取り戻していることが認められる。さらに，平成２４年に入ってからは，同年２月に，全国各地から約８０００名が参加した「第３回いわきサンシャインマラソン」が開催され（乙Ａ６１の６の１０，１１頁，乙Ａ６１の９の３頁，乙Ａ６１の１１の２，３頁），同年５月５日の子供の日には，いわき市内のアクアマリンパークのアクアマリンふくしまや，「わんぱくひろば　みゅうみゅう」が，多くの家族連れでにぎわい（乙Ａ６１の１４の表紙，裏表紙），翌６月にはいわき陸上競技場において，「いわき市小学校陸上競技大会」が開催され（乙Ａ６１の１５の表紙，裏表紙），同年１０月には小名浜港アクアマリンパークにおいて，全国的なイベントであるいわき小名浜みなとフェスティバルに，３日間で１３万人を超える参加者が来場するなど（乙Ａ６１の１７の８頁，乙Ａ６１の１９の表紙，裏表紙，乙Ａ６５），子供から大人までが参加できる屋外イベントが，多数行われるようになっており，いわき市では，本件事故後から復興が進み，例年通りの屋外活動を含めた社会的活動が活発に行われていることが認められ

る。

したがって，被告東京電力が賠償の対象としている精神的損害を超えて，本件事故に起因する上記のとおりの空間放射線量率の状況の下で，客観的にいわき市内での生活が阻害され，原告らの法的な権利利益が侵害されているとは評価することはできないものであって，原告らの上記主張には理由がない。

7　事業者の被害について

（1）原告らは，本件事故以前，いわき市は，海岸沿いの比較的温暖な気候の自然豊かな地域のため海の幸，山の幸その他農作物が豊富で，また首都圏からも比較的近いことから観光産業も盛んであったが，本件事故でいわき市が放射能に汚染されたことによって，いわき市の農業，漁業，林業，観光業などの事業を営む原告らは経済的に大きな被害を受けるとともに，それまで長年続けてきた仕事を突然奪われたことで生きがいを喪失するなど多大な精神的苦痛を被ったなどと主張し，農業従事者，漁業従事者，林業従事者及び観光業従事者には，様々な苦痛や不安が生じていると主張する（原告ら準備書面（３２）の３９頁以下）。

（2）しかしながら，事業者の営業損害や風評被害等の経済的損害のうち，本件事故と相当因果関係を有するものについては，精神的損害とは別個に賠償がなされており，実際に，被告東京電力においてはかかる営業損害の賠償を行っているところである。

また，被告東京電力準備書面（１４）９～１２頁においても詳述したとおり，いわき市における農業，漁業，林業の状況は回復している。

すなわち，いわき市における農業の状況について，原木しいたけ（露地）

については，平成２３年４月２４日に福島県の出荷制限が解除され，同年１１月９日にいわき市より出荷自粛要請が出たものの，同月１１日には解除されており，また，ホウレンソウや小松菜，キャベツ，はくさい，ブロッコリー等は，平成２３年５月４日に出荷制限が解除されている（乙Ａ６６）。また，平成２８年６月末時点において，農地については除染発注数とほぼ同数について除染が実施されているが，あるいは調査にて終了していることを踏まえると（乙Ｃ４１），いわき市において，放射性物質の影響によって営農ができないという状況にはない。さらに，いわき市では，平成２３年４月にいわき産農産物に対する風評被害を払しょくするため，農産物や加工品等の販売が行われた「オールいわきキャラバン」が市内５か所で，いわき産農産物のＰＲ・販売活動が行われた「オール日本キャラバン」が東京・新橋で開催されており，同年１０月からは「いわき農産物見える化プロジェクト」が始動し，インターネット上でいわき市の農作物，土壌，水の放射性物質等の検査結果等の情報が発信されている（乙Ａ６７）。また，いわき市では，「いわきブランド農産品通信」が継続的に発行され，「いわきブランド」の農産品に関する情報の発信が行われているほか，各地でいわき市の農作物をＰＲするイベントを開催したり，いわき市産の農作物の魅力を発信したりするなどの活動が行われ（乙Ａ６８），本件事故後から，いわき市産の農作物の安全性を広く理解してもらうことで，風評被害を払しょくし，いわき市の営農の活性化につながる活動が行われている。

また，いわき市における漁業状況については，いわき市を含む福島県沖で漁獲された魚介類の多くについて出荷制限指示が解除されており（乙Ａ７１），海産物の緊急時モニタリング検査の結果により安全性が確認されている魚介類も多くあり，放射性物質の数値が低いか，ほとんどが放射性物質不検出となっている魚種の中から選定されたものについては，平成２４年６月から試験操業が行われており，いわき市の小名浜魚市場においても試験操業が行わ

れていることや（乙Ａ７２），いわき市の水揚げ量の過半数を占める小名浜港や，それに次いで水揚量が多い中之作港においては，本件事故後に水揚げが再開されていること（乙Ａ７３），試験操業の対象となっている海産魚介類については基準値を下回っていることが福島県によって確認され，かつそれが公表されていることなどからすると，漁業についても事業状況は回復しつつある（営業損害に関する賠償が別途行われることは前述のとおりである。）。

さらに，いわき市における林業については，平成２８年８月末時点において，いわき市の森林に関して除染計画が策定されたものについては，すべて除染が実施されているところ（乙Ａ７８），いわき市の林産物の生産推移をみると，木材については，平成２３年度に若干生産量が減少しているものの，平成２５年には，本件事故前とほぼ同等の水準に近付いており，また，なめこについても，平成２４年度には本件事故前の生産量を上回る程度に回復していることなどからすると（乙Ａ７６），本件事故直後にいったん落ち込んだ状況は回復している。

したがって，いわき市内におけるこのような本件事故後の農林漁業の状況に基づいて，これらの産業に対する営業上の損害が別途賠償の対象とされていることを踏まえても，中間指針追補等に基づき被告東京電力が公表している原告らに対する精神的損害の賠償額は相当性・合理性があるものである。

8　被告東京電力による賠償金額について

（１）原告らは，初期混乱期が一定程度収束した後においても，現在に至るまで本件事故による被害を日々受け続けており，原告ら準備書面（３２）において主張している初期混乱期以降の継続的被害の実態からすると，被告東京電力が原告らに対して実施している賠償は，原告らが現在まで受け続けている

様々な被害，精神的苦痛を賠償するための金額としては極めて不十分であると主張する（原告ら準備書面（３２）の４２～４３頁）。

（２）しかしながら，中間指針追補及び中間指針第二次追補に基づき，被告東京電力においては，放射線被ばくにより健康被害を受けるかもしれないという不安感に基づく正常な日常生活の阻害に係る精神的苦痛（滞在者の場合）及びかかる不安感に基づいて避難したことにより生じた正常な日常生活の阻害（避難者の場合）について，本件事故と相当因果関係の認められる範囲において精神的損害の賠償を行っているところであり，かかる中間指針等の合理性，相当性が認められることは，被告東京電力準備書面（１６）において述べたとおりである。

滞在者の場合においても，自主的避難者の場合においても，低線量被ばくに対する不安から各種の日常生活の阻害が生じ得ることは認め得るところであるとしても，自主的避難等対象区域において現実に生じている低線量被ばくの健康への具体的危険の程度については，原告らが主張するＬＮＴモデルの考え方に従ってリスクを比較したとしても，「年間２０ミリシーベルト被ばくすると仮定した場合の健康リスクは，例えば他の発がん要因（喫煙，肥満，野菜不足等）によるリスクと比べても低い」とされ，喫煙（１０００～２０００ミリシーベルトの被ばくと同等），肥満（２００～５００ミリシーベルトの被ばくと同等），野菜不足や受動喫煙（１００～２００ミリシーベルトと同等）よりもさらに低いレベルとされていること（乙Ａ３７の９～１０頁）及び本件事故直後から避難等対象区域に指定されていないいわき市などの区域において生活上の注意や冷静な対応を呼びかける報道がなされており，低線量被ばくの健康影響に関する科学的な情報についても新聞紙や専門機関のなどパンフレットやホームページでも広く公表されて，広く知られるところとなっていたことなどを踏まえれば，被告東京電力が中間指針追補等

に基づき自主的避難等対象者に対する賠償を行っている賠償対象期間（大人については本件事故発生当初の時期＝平成２３年４月２２日ころまで，妊婦・子供については平成２４年８月末まで）を超える期間においては，本件事故に起因する低線量被ばくの具体的なリスクの程度等に照らし，本件事故と相当因果関係のある自主的避難等対象者の精神的損害の発生を認めることはできない。

その上で，被告東京電力は，次表のとおり，中間指針追補に基づき，自主的避難等対象者一人当たり８万円，妊婦・子供の場合には一人当たり４０万円をそれぞれ賠償するとともに，これに加え，実費等に関しても，被告東京電力賠償基準に基づく賠償を行っている。

中間指針追補で定める自主的避難等対象区域内に住居があった者に対する賠償

自主的避難等対象区域	本件事故発生から平成23年12月末		平成24年1月以降	
	大人	18歳以下及び妊婦	大人	18歳以下及び妊婦
精神的損害（生活費の増加費用含む）	8万円（本件事故発生当初の時期における損害として）	40万円		8万円（ただし，平成24年8月末までの期間における損害として）
その他費用		20万円（実際に自主的避難を行った者に対して20万円を追加）	4万円（ただし，本件事故発生当初の時期以降の損害として）	4万円

被告東京電力準備書面（4）の５３頁に詳述したとおり，政府による避難指示やその解除の状況，科学的な放射線被ばくのリスクに関する情報の伝達，福島県内市町村における放射線被ばくへの不安軽減措置の実施状況等からすると，自主的避難等対象者の放射線被ばくに対する不安も一定の解消に向かっていると考えられ，また，中間指針第二次追補において，平成２３年９月３０日に避難指示が解除された旧緊急時避難準備区域に生活の本拠を有する避難者への精神的損害の賠償終期を平成２４年８月末までを目安とすると定められていること（乙Ｃ４の７頁）も踏まえると，妊婦・子供の自主的避難等対象者に対する賠償期間については，平成２４年８月３１日までとすることが合理的かつ相当である。

中間指針追補の賠償指針はその策定過程において，過去の裁判例等も参照の上で検討しており（乙Ｃ１７参照），たとえば，空港基地騒音訴訟（新横田基地訴訟：最高裁判決平成１９年５月２９日）では，Ｗ値（騒音レベル）７５～８０の地域は慰謝料月額３０００円，同８０～８５の地域は６０００円，同８５～９０の地域は９０００円，同９０以上の地域は１万２０００円が認容されており，道路騒音・排気ガスに係る国道４３号線訴訟（最高裁平成７年７月７日判決）では，騒音について慰謝料月額５０００円，６０００円，８０００円，１万円，排ガスについて慰謝料月額３０００円が認容されている。

また，前述の大阪国際空港最高裁判決においても，月額１万円が賠償額として認定されているところである。

このような裁判例に照らしても，いわき市内のような自主的避難等対象区域内の住民に対する精神的損害の賠償額としては，本件事故後の状況を踏まえ，中間指針追補等に基づき，原告らの精神的苦痛を慰謝するに足る賠償額が指針として定められているということができる。上記の大阪国際空港事件上告審判決は，原審である控訴審判決の判示内容について，「原判決の判示

のうちには，単なる身体的被害発生の可能性ないし危険性そのものを慰藉料請求権の発生原因たる被害と認めているかにみえる箇所があるところ，そのような可能性ないし危険性そのものを直ちに慰藉料請求権の発生原因たるべき現実の被害にあたるということができないことはいうまでもない」と判示しており，このような考え方は確定判例であるといってよい。

したがって，本件事故後におけるいわき市内における本件事故に起因する放射線量率の状況やそのリスクに対する科学的知見の適切な周知・広報の状況等からすれば，被告東京電力が原告らに対して実施している上記のとおりの精神的損害の賠償等の水準は，そのリスクの客観的な程度を踏まえても，原告らの精神的苦痛を慰謝するに足るものであり，かかる賠償額が極めて不十分であるという原告らの上記主張には理由がない。

以　上